

奈良県告示第三百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 宇陀郡御杖村大字菅野三六五七の二六八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 三 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び御杖村役場に備え置いて縦覧に供する。）